



KATAYAMA LAW & ACCOUNTING FIRM
片山法律会計事務所

RETAINER CONTRACT — A GUIDE

顧問契約のご案内

貴社の法務部長として、
事業の安全と成長を日常的に支えるパートナーへ。

ATTORNEY

弁護士 菊地 正登

2026年4月発行

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館4階

CHALLENGES

法務ご担当の皆さま、 こんな事でお困りではありませんか？

01

弁護士に相談したけれど、うちの会社のことを
わかっていないから、
一から説明するのが面倒。

02

わざわざ弁護士を探してまでの事じゃないけど、
気軽に今すぐ相談したい。

03

トラブルに巻き込まれた時の対処は大事だけ
ど、
そもそもトラブルに巻き込まれないようにした
い。

04

法務にかかる費用は、なるべく抑えたい。

SOLUTION

そのお悩み、 顧問契約で解決できます。

顧問弁護士は、貴社の実情を踏まえた的確なアドバイスを、迅速に・継続的に提供します。

日常の小さな疑問から長期的な経営判断まで、事業のそばで支えます。

適切なアドバイス

スピード対応

予防法務

コスト圧縮

信用力の向上

BENEFIT 01

一から説明する手間なく、 貴社にとって適切なアドバイスが受けられます

POINT 01

社内を 熟知

貴社の実情に合った、的確な判断を。

企業がビジネスを行う際、認識の有無に関わらず、日常的に様々な法律問題に遭遇します。これらへの対応の適切な時期と方法を誤ると、後に深刻な法的紛争を招くことがあります。

そのような場面において、新たに見つけて依頼する弁護士は、会社の内情やこれまでの問題などが把握出来ていないため、「貴社にとって」有益で実効的なアドバイスができるとは限りません。

一方、顧問弁護士であれば、社内の事情を踏まえ、「貴社の実情に合った」アドバイスを受けられます。

BENEFIT 02

気軽に相談して、素早く解決できます

POINT 02

即日 相談可

小さな疑問でも、すぐに。
優先対応します。

日常的に遭遇する法律問題は、対応の適切な時期と方法を誤ると、後に深刻な法的紛争を招くおそれがあります。

疑問や問題が生じたとき、本来は早期に専門家に相談する必要がありますが、身近に弁護士がいなければ、探して、事情を説明して、満足できなければまた探して…と時間がかかりがちです。手間をかけるほどの問題でないこともあるでしょう。

顧問弁護士がいれば、どんな小さなことでもすぐに相談できますし、会社の内情も熟知しているため、説明に要する無駄な時間が不要です。顧問契約がある場合は他に優先してサービスを提供しますので、迅速に対応できます。

B E N E F I T 03

無駄な「失敗」をなくし、 経営の安定と発展を目指せます

POINT 03

予防 法務

リスクは、顕在化する前に
取り除く。

ビジネスを成功させるためには、まず余計な「失敗をしないこと」が重要です。特に、法務での失敗は無駄な失敗の典型例と言えるでしょう。多くの法的な問題は、やり方一つで事前に防ぐことができます。

これは予防法務と呼ばれ、「法務リスクを、リスクが顕在化する前に除去または軽減する」ことを指します。経営者や法務担当者がすべてケアすることは現実には難しいため、法律の専門家たる弁護士に継続的・定期的に法務リスクをチェックさせ、これを除去または軽減する必要があります。

これにより、経営者は本来の経営とビジネスに集中でき、無駄な失敗を避け、経営の安定・発展に繋がります。

B E N E F I T 0 4

法務コストが抑えられます

POINT 04

早期
対応

大きな紛争を、小さなうちに。

法的問題は、適切な対応時期を逸して紛争化すると、弁護士費用・解決金等は非常に高額になりがちです。訴訟になれば判決まで2~3年を要し、**担当従業員の人件費**も多額になり得ます。

訴訟後の和解でも、既にコストが発生しており、必ずしも自社に有利に交渉できるとは限りません。**日常的なケア**で紛争を未然に防ぐことは、経営上大きな意味を持ちます。

法律相談や契約書の作成などは顧問料に含まれます。別途弁護士費用が必要な場合（大きな交渉案件、訴訟など）でも、**通常の弁護士費用よりも割引金額**でご利用いただけます。貴社関連会社（資本提携関係にある会社）のご相談も、別途顧問料なくお受けしています。

BENEFIT 05

信頼性の向上 — その他、顧問契約によるメリット

POINT 05

信用力 向上

顧問弁護士という、対外的な信頼の証。

顧問弁護士を雇い、それを対外的に告知することで、貴社の法務面・コンプライアンス面での信頼性が増し、取引上の信用力の向上に繋がります。

ビジネスや取引を展開する際、業界内外での信頼や評判が重要であることは、経営者の皆様が誰よりもご存知のことと存じます。昨今、企業のコンプライアンス体制を問う報道も目立ちます。クリーンな経営と取引をしているということは、貴社にとって大きなアピールポイントとなります。

また、取引における交渉の際も、顧問弁護士が背後にいる、または実際に矢面に立って交渉にあたることの有無が、交渉の有利・不利に影響することがあります。

PLAN OVERVIEW

菊地正登の顧問契約概要

毎月定額（税別）の3プランからお選びいただけます。日常の社内外の法律問題から、長期的な経営計画・ビジネスプランに関する法律問題までアドバイスします。

PLAN III
50,000 円 / 月
相談メイン

PLAN II
70,000 円 / 月
相談 + 低難度の契約書対応

PLAN I
100,000 円 / 月
相談 + 高難度の契約書対応

顧問業務に含まれるリーガル・サービス

- 日常の法律相談
電話・メール・面会から選択可
- 契約書の作成・チェック
和文 / 英文
- 労働問題のご相談
人事・労務・就業規則など
- 長期的な経営計画への助言
ビジネスプランのレビュー
- グループ企業の相談対応
資本提携関係にある会社
- 弁護士費用の優待割引
訴訟・大型案件に適用

ATTORNEY PROFILE

弁護士情報 一 略歴

-
- 2001 早稲田大学 法学部 卒業／旧司法試験 合格
-
- 2003 司法修習修了（56期）・弁護士登録／企業法務、訴訟、調停、民事保全・執行等の訴訟関連実務を主として取り扱う
-
- 2009.08 留学等のため渡英／University of Southampton L.L.M（法学修士）コース・ワーク参加。英米法（コモンロー）、国際取引法、海事法、国際比較知的財産法、コーポレート・ガバナンス等を学ぶ
-
- 2012.02 英国弁護士（ソリシター）資格試験 MCT試験 合格
-
- 2012.06 約3年間の英国留学・実務経験を終了し帰国
-
- 2012.11 経済産業省より、「中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関」に認定される
-
- 2014.10 （独）中小企業基盤整備機構による認定支援機関向け海外展開支援研修を修了
-
- 2015.06 日本弁護士連合会の中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の支援弁護士に就任

PRACTICE AREAS & CONTACT

主な取り扱い分野 / ご連絡先

AREA 01

国際法務

- 英文契約書の翻訳・修正・作成
- 中小企業を中心とした企業の海外進出・展開サポート
- 国際取引に対する法務サポート
- 渉外業務

AREA 02

企業法務

- 企業の法律顧問業務（法務コンサルティング）
- 人事・労務問題に関わる相談対応、制度設計
- 契約書の作成・交渉、取引・業務遂行上の法律対応
- 紛争発生時、示談交渉・調停・あっせん・仲裁・訴訟等の選定と実行

AREA 03

イギリス関連業務

- 英米法などの外国法令・判例調査
- イギリス、その他シンガポールなどイギリスコモンウェルスでの子会社設立・拠点移転サポート

ATTORNEY

弁護士 菊地 正登

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館4階
片山法律会計事務所

03-6453-6337

kikuchi@mkikuchi-law.com